

令和7年6月27日
課名:契約検査課

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者 : 住所 みやま市瀬高町小川 1389-1
商号又は名称 株式会社 三和建设
- 指名停止の期間 : 令和7年6月27日から令和7年7月10日まで(2週間)
- 事実概要:
南筑後県土整備事務所発注の「県道富久瀬高線幸作橋道路舗装工事(3工区)」において、令和7年4月1日、安全管理措置が不適切であったことから工事関係者に負傷者を生じさせ、また、当該工事事故が発生したにもかかわらず、契約書に定める発注者への報告が速やかになされなかった。
- 指名停止の理由:
「みやま市指名停止等措置要綱」別表第1の第8号に該当することから、指名停止2週間とする。

みやま市指名停止等措置要綱 別表第1第8号に該当

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた業務関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内